## 地籍調査(国土調査)成果交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 富士河口湖町長

申請地について、地籍調査の成果の交付を申請します。

申請人	住所							
(窓口に来た人)	氏名				電話			
土地所有者	住所							
	氏名				電話			
使用目的 (該当する目的にレ記入)	□境界□建築					(地積更正)		
必要とする土地の所在番地	富士河口	1湖町						
成果の種類 (該当する種類にレ記入)	□ 一筆図形 (筆界点座標リスト・図根点座標リストあり) □ 一筆図形 (座標リストなし) □ その他 ( )							
注意事項	<ul> <li>使用目的以外には使用できません。</li> <li>座標値には国土調査法施行令第 15 条(誤差の限度)に定める誤差を含みます。</li> <li>土地所有者確認のため、要約書等が必要な場合があります。</li> <li>成果を再複製し外部に提供することはできません。</li> <li>新点を設置した場合、登記申請時に座標を報告すること。</li> <li>法務局に送付済の成果の交付は手数料300円が必要です。</li> </ul>							

事	受付	調査区	備考	確認印			
務	文刊	<b></b>	佣石	課長	課員	担当者	
事務処理欄	年 月 日		手数料 円				